

大 阪 学 院 大 学 大 学 院 学 則

第 1 章 総 則

第 1 条 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

第 2 条 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

2. 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
3. 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第 3 条 本大学院に次の研究科・専攻並びに課程を置く。

研 究 科	専 攻	課 程
商 学 研 究 科	商 学 専 攻	修 士 課 程 博 士 課 程
経 済 学 研 究 科	経 済 学 専 攻	修 士 課 程 博 士 課 程
国 際 学 研 究 科	国 際 学 専 攻	修 士 課 程 博 士 課 程
法 学 研 究 科	企業・自治体法務専攻	修 士 課 程 博 士 課 程
コンピ ュータサイエンス研究科	コンピ ュータサイエンス専攻	修 士 課 程

2. 本大学院の研究科、専攻における人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的については、別にこれを定める。

第 4 条 大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研 究 科	課程 定員 専 攻	修 士 課 程		博 士 課 程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商 学 研 究 科	商 学 専 攻	30名	60名	20名	60名
経 済 学 研 究 科	経 済 学 専 攻	30名	60名	20名	60名
国 際 学 研 究 科	国 際 学 専 攻	10名	20名	3名	9名
法 学 研 究 科	企業・自治体法務専攻	30名	60名	3名	9名
コンピュータサイエンス研究科	コンピュータサイエンス専攻	10名	20名		

第 2 章 学 科 目 ・ 単 位 数 及 び 履 修 方 法

第 5 条 各研究科・専攻並びに課程の学科目及び単位数は別表のとおりとする。学科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、15時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位として計算する。

2. 学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別にこれを定める。

第5条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

2. 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第 6 条 修士課程における履修方法は、次のとおりとする。

学科目区分	単位数（商学研究科 商学専攻）	
基 礎	2単位	必修
商学・経営学	12単位以上	
会 計 学		
関 連 科 目		
研 究 指 導	8単位	必修
合 計	修士論文による修了 30単位 特定課題研究による修了 36単位	

学 科 目 区 分		単 位 数（経済学研究科　経済学専攻）	
基	幹	6単位以上※	※研究指導教員の指示により選択
経	済 政 策	12単位以上	
公	共 政 策		
研 究 指 導		8単位	必修「専修科目に係る学科目」
合 計		修士論文による修了　　30単位 特定課題研究による修了　36単位	

学科目区分	単位数（国際学研究科 国際学専攻）	
基 礎 研 究	2単位以上	必修「国際学研究方法論」を含む
国 際 関 係	4単位以上	
地 域 研 究	4単位以上	
文 化 研 究	4単位以上	
研 究 指 導	8単位	必修
合 計	修士論文による修了 30単位 特定課題研究による修了 36単位	

学科目区分	単位数（法学研究科 企業・自治体法務専攻）	
総合基本法科目群	12単位以上	
税務専門職科目群	修得した単位は修了単位数に充当できる。	
研 究 指 導	8単位	必修
合 計	修士論文による修了 30単位 特定課題研究による修了 36単位	

学科目区分	単位数（コンピュータサイエンス研究科 コンピュータサイエンス専攻）	
コンピュータシステム	20単位以上	専攻科目4単位を含む。
インテリジェントシステム		
応 用 科 目		
実 習 科 目		
演 習 科 目	10単位	必修
合 計	30単位	

- (1) 学生は，別表の学科目の中から1学科目を専修科目（国際学研究科，法学研究科及びコンピュータサイエンス研究科にあつては「専攻科目」という。）として選定し，これに

係る単位を必ず修得するとともに、同科目担当者による研究指導を受けなければならない。

(2) 研究指導〔コンピュータサイエンス研究科にあつては「研究指導（基幹）」とする。〕を担当する教員を当該学生の指導教授とし、学科目の選択等研究一般については、その指導に従うものとする。

(3) 指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めた場合に限り他の研究科又は学部の学科課程について、修得させた学科目8単位までは所定の単位数に充当することができる。

ただし、法学研究科については、他の研究科で修得させた学科目についてのみ、8単位を限度として所定の単位数に充当することができる。

2. 博士課程における履修方法は、次のとおりとする。

学科目区分	単位数（商学研究科 商学専攻）	
商学・経営学	8単位以上	専修科目を含む。
会計学		
研究指導	12単位	必修
合計	20単位	

学科目区分	単位数（経済学研究科 経済学専攻）	
講義	8単位以上	専修科目2単位必修を含む。
研究指導	12単位	必修「専修科目に係る科目」
合計	20単位	

学科目区分	単位数（国際学研究科 国際学専攻）	
国際関係	8単位以上	専修科目および副修科目を含む。
地域研究		
文化研究		
研究指導	16単位	必修
合計	24単位	

学 科 目 区 分	単 位 数（法学研究科 企業・自治体法務専攻）	
総合基本法科目群	8単 位 以 上	専 攻 科 目 を 含 む。
税務専門職科目群		
研 究 指 導	12単 位	必 修
合 計	20単 位	

- (1) 学生は，別表の学科目の中から1学科目を専修科目（法学研究科にあつては「専攻科目」という。）として選定し，これに係る単位を必ず修得するとともに，同科目担当者による研究指導を受けなければならない。
- (2) 研究指導（国際学研究科にあつては「研究指導A」とする。）を担当する教員を当該学生の指導教授とし，学科目の選択等研究一般については，その指導に従うものとする。
3. 他の大学院及び外国の大学院にて履修した単位は，各研究科委員会の議を経て修士課程・博士課程において，それぞれ15単位を超えない範囲で本大学院における履修単位とみなすことができる。
4. 各研究科委員会は，教育上有益と認めるときは，学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本大学院において修得したものとして，15単位を超えない範囲で認定することができる。
5. 第3項及び第4項により認定できる単位数は，合わせて20単位を超えないものとする。
6. 教員の免許状授与の所要資格取得の方法は，次のとおりとする。
 - (1) 中学校教諭一種免許状又は高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で，当該免許教科に係るそれぞれの学校の教諭の専修免許状の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要

の単位を修得しなければならない。

- (2) 本学の大学院の研究科において、当該所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研 究 科		免 許 状 の 種 類	免許教科の種類
商 学 研 究 科	商 学 専 攻	高等学校教諭専修免許状	商 業
経 済 学 研 究 科	経 済 学 専 攻	高等学校教諭専修免許状	公 民
国 際 学 研 究 科	国 際 学 専 攻	中学校教諭専修免許状	社 会
		高等学校教諭専修免許状	地 理 歴 史 ・ 公 民
法 学 研 究 科	企 業 ・ 自 治 体 法 務 専 攻	中学校教諭専修免許状	社 会
		高等学校教諭専修免許状	公 民
コ ン プ ュ タ ー サ イ エ ンス 研 究 科	コ ン プ ュ タ ー サ イ エ ンス 専 攻	高等学校教諭専修免許状	情 報

第 3 章 試 験 ・ 課 程 の 修 了

- 第 7 条 大学院における正規の授業を受けて、所定の学科目を履修した者に対しては、学期末に試験を行う。試験は筆記、口述若しくは研究報告とし、合格した学科目については、所定の単位を与える。

- 第 8 条 本大学院における在学年数は、修業年限（修士課程：2年，博士課程：3年）の2倍を超えてはならない。

2. 博士課程にあつては、特別の事情があると認めたときは、前項の規定にかかわらず許可を得て、在学年数を延長することができる。

- 第 9 条 修士課程若しくは博士課程に、所定の年限在学して所定の単位を修得し、且つ学位論文の審査及び最終試験に合格した者をもってその課程を修了したものとする。

2. 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって

修士論文の審査に代えることができる。

第 4 章 学位及びその授与

第 10 条 修士の学位は、本大学院修士課程に2年以上在学し、履修科目について所定の単位を修得し、且つ学位論文または特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に対し、大学院委員会の議を経て学長がこれを授与する。

ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第 11 条 修士の学位は、次のとおりとする。

商 学 研 究 科	修 士（商 学）
経 済 学 研 究 科	修 士（経 済 学）
国 際 学 研 究 科	修 士（国 際 学）
法 学 研 究 科	修 士（法 学）
コンピ ュータサイエンス研究科	修 士（コンピ ュータサイエンス）

第 12 条 博士の学位は、本大学院博士課程に3年以上在学し、履修科目について所定の単位を修得し、且つ学位論文の審査及び最終試験に合格した者に対し、大学院委員会の議を経て学長がこれを授与する。

第 13 条 博士の学位は、次のとおりとする。

商 学 研 究 科	博 士（商 学）
経 済 学 研 究 科	博 士（経 済 学）
国 際 学 研 究 科	博 士（国 際 学）
法 学 研 究 科	博 士（法 学）

第 14 条 本大学院の博士課程を経ずして博士の学位を得ようとする者は、学位論文を提出して、審査を請求することができる。

前項の論文が当該研究科委員会において、第13条の規定により学位を授与されるものと同等以上の内容のものであり、且つ請求者が専攻学術に関し広い学識と研究を指導する能力を有する

ものと確認されたときは、大学院委員会の議を経て、学長がこれを授与する。

第 15 条 学位及びその授与については、本章のほか、大阪学院大学学位規程に定める。

第 5 章 教 員 組 織

第 16 条 大学院における授業及び指導を担当する者は、大学院教員資格に該当する本学の教授をもってこれに充てる。当該授業を担当すべき教授を欠く場合、その他特別の事情があるときは、准教授、講師又は助教をもってこれに充てることがある。

第 6 章 運 営 組 織

第 17 条 学長は、大阪学院大学学則第48条に基づき、大学院の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2. 本大学院に大学院委員会及び研究科委員会を置く。

第 18 条 研究科委員会は、修士課程及び博士課程における主要科目担当の教員をもって組織する。

大学院委員会は、大学院部長及び各研究科長をもって組織する。

第 19 条 大学院委員会の責任者を、大学院部長とする。

大学院部長は、大学院委員会を招集し、その議長となる。

第 20 条 大学院委員会は、学長の諮問により、次の事項について審議する。

(1) 大学院学則及び規定の改廃に関する事項

(2) 研究科の増設又は変更に関する事項

(3) その他各研究科共通の教育研究に関する事項

第 21 条 研究科の責任者を研究科長とする。

研究科長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

第 22 条 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程修了の認定に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

2. 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 学生の休学、退学及び復学に関する事項

(2) 学生の補導及び賞罰に関する事項

(3) 学位論文の審査に関する事項

(4) 学科目の増設又は変更に関する事項

(5) 教授、准教授、講師及び助教の学科目担当に関する事項

(6) その他教育研究に関する事項

第 23 条 削除

第 7 章 学年・学期及び休業日

第 24 条 学年・学期及び休業日については、本学学則の規定を準用する。

2. 学年については、前項の規定にかかわらず、別に定めることができる。

第 8 章 入学・休学及び退学

第 25 条 修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当し、専攻に必要な課程を修めた者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣の指定した者

(4) 本大学院において、第1号のものと同等以上の学力がある
と認めた者

2. 博士課程に入学を志願することのできる者は、次のとおりとする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又はこれに相当する学位を授与された者

(3) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

第 26 条 入学志願者には、所定の学力試験等選考を行う。

第 27 条 入学の時期は、学期の始めとする。

第 28 条 休学、退学、転入学及び再入学については、本学学則の規定を準用する。

第 29 条 本大学院が教育上有益と認めるときは、休学することなく、他の大学又は大学院に留学することを許可することができる。

2. 留学に関する規程は、別にこれを定める。

第 9 章 賞 罰

第 30 条 賞罰については、本学学則の規定を準用する。

第 10 章 授業料，入学検定料及び入学金

第 31 条 授業料，入学検定料及び入学金等は別表のとおりとする。

第 11 章 聴講生・科目等履修生

第 32 条 聴講生・科目等履修生に関する規則については別に定める。

第 12 章 公開講座

第 33 条 公開講座に関する規則については別に定める。

附 則

本学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 〔商学研究科（商学専攻）、経済学研究科（経済学専攻）
再課程認定申請による学則改正〕

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成4年3月1日から施行する。

附 則 〔国際学研究科（修士課程）設置認可申請及び「社会」
の中学校教諭並びに、「地理歴史」「公民」の高等学校教諭の専修免許状授与の所要資格を得させるための
課程認定の申請による学則改正〕

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 〔法学研究科（修士課程）設置認可申請及び「社会」の
中学校教諭並びに、「公民」の高等学校教諭の専修免許状授与の所要資格を得させるための課程認定の申請
による学則改正〕

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 〔国際学研究科（博士課程）設置協議による学則改正〕

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 〔法学研究科（博士課程）設置協議による学則改正〕

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 ⌈ コンピュータサイエンス研究科（修士課程）設置認可申請による
学則改正 ⌋

本学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. 本学則は、平成26年4月1日から施行する。
2. 法務研究科法務専攻は、平成26年3月31日をもって学生募集を停止する。
3. 法務研究科法務専攻は、変更後の学則の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2024年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2025年4月1日から施行する。

第5条 別表1

商学研究科 商学専攻（修士課程）

学 科 目	単位数	備 考
基 礎		
商 学 研 究 方 法 論	2	必修
商学・経営学		
マ ー ケ テ ィ ン グ 論 研 究 I	2	
マ ー ケ テ ィ ン グ 論 研 究 II	2	
金 融 論 研 究 I	2	
金 融 論 研 究 II	2	
経 営 学 研 究 I	2	
経 営 学 研 究 II	2	
経 営 史 研 究 I	2	
経 営 史 研 究 II	2	
新 規 事 業 創 造 論 研 究 I	2	
新 規 事 業 創 造 論 研 究 II	2	
人 的 資 源 論 研 究 I	2	
人 的 資 源 論 研 究 II	2	
会 計 学		
会 計 学 原 理 研 究	2	
財 務 諸 表 論 研 究 I	2	
財 務 諸 表 論 研 究 II	2	
管 理 会 計 論 研 究 I	2	
管 理 会 計 論 研 究 II	2	
簿 記 原 理 研 究 I	2	
簿 記 原 理 研 究 II	2	
会 計 監 査 論 研 究	2	
関 連 科 目		
商 学 外 国 文 献 研 究	2	
商 学 事 例 研 究	2	
研 究 指 導		
商 学 研 究 指 導 I	2	必修
商 学 研 究 指 導 II	2	必修
商 学 研 究 指 導 III	2	必修
商 学 研 究 指 導 IV	2	必修

第5条 別表2

商学研究科 商学専攻（博士課程）

学 科 目	単位数	備 考
商学・経営学		
マーケティング論特殊研究	2	
金融論特殊研究	2	
経営学特殊研究	2	
新規事業創造論特殊研究	2	
人的資源論特殊研究	2	
会計学		
財務諸表論特殊研究	2	
管理会計論特殊研究	2	
簿記原理特殊研究	2	
研究指導		
商学特殊研究指導Ⅰ	2	必修
商学特殊研究指導Ⅱ	2	必修
商学特殊研究指導Ⅲ	2	必修
商学特殊研究指導Ⅳ	2	必修
商学特殊研究指導Ⅴ	2	必修
商学特殊研究指導Ⅵ	2	必修

第5条 別表3

経済学研究科 経済学専攻（修士課程）

学 科 目	単位数	備 考
基幹		
ミクロ経済理論研究 A	2	
ミクロ経済理論研究 B	2	
マクロ経済理論研究 A	2	
マクロ経済理論研究 B	2	
計量経済学研究 A	2	
計量経済学研究 B	2	
経済史研究 A	2	
経済史研究 B	2	
経済学史研究 A	2	
経済学史研究 B	2	
経済学外国文献研究 A	2	
経済学外国文献研究 B	2	
経済政策		
産業経済論研究 A	2	
産業経済論研究 B	2	
国際経済論研究 A	2	
国際経済論研究 B	2	
経済政策論研究 A	2	
経済政策論研究 B	2	
地域発展論研究	2	
経済政策特別講義	2	
公共政策		
公共政策特別講義	2	
金融論研究 A	2	
金融論研究 B	2	
財政学研究 A	2	
財政学研究 B	2	
地方財政論研究 A	2	
地方財政論研究 B	2	
租税論研究 A	2	
租税論研究 B	2	
租税法研究 A	2	
租税法研究 B	2	
租税法研究 C	2	
租税法研究 D	2	
研究指導		
経済理論研究指導 I	2	
経済理論研究指導 II	2	
経済史研究指導 I	2	
経済史研究指導 II	2	
経済政策研究指導 I	2	
経済政策研究指導 II	2	
財政学研究指導 I	2	
財政学研究指導 II	2	
経済理論研究指導 III	2	
経済理論研究指導 IV	2	
経済史研究指導 III	2	
経済史研究指導 IV	2	
経済政策研究指導 III	2	
経済政策研究指導 IV	2	
財政学研究指導 III	2	
財政学研究指導 IV	2	

第5条 別表4

経済学研究科 経済学専攻（博士課程）

学 科 目	単位数	備 考
講義		
ミクロ経済理論特殊研究	2	
マクロ経済理論特殊研究	2	
計量経済学特殊研究	2	
経済史特殊研究	2	
経済学史特殊研究	2	
産業経済論特殊研究	2	
国際経済論特殊研究	2	
経済政策論特殊研究	2	
金融論特殊研究	2	
財政学特殊研究	2	
地方財政論特殊研究	2	
租税論特殊研究	2	
研究指導		
経済理論特殊研究指導Ⅰ	2	
経済理論特殊研究指導Ⅱ	2	
経済史特殊研究指導Ⅰ	2	
経済史特殊研究指導Ⅱ	2	
経済政策特殊研究指導Ⅰ	2	
経済政策特殊研究指導Ⅱ	2	
財政学特殊研究指導Ⅰ	2	
財政学特殊研究指導Ⅱ	2	
経済理論特殊研究指導Ⅲ	2	
経済理論特殊研究指導Ⅳ	2	
経済史特殊研究指導Ⅲ	2	
経済史特殊研究指導Ⅳ	2	
経済政策特殊研究指導Ⅲ	2	
経済政策特殊研究指導Ⅳ	2	
財政学特殊研究指導Ⅲ	2	
財政学特殊研究指導Ⅳ	2	
経済理論特殊研究指導Ⅴ	2	
経済理論特殊研究指導Ⅵ	2	
経済史特殊研究指導Ⅴ	2	
経済史特殊研究指導Ⅵ	2	
経済政策特殊研究指導Ⅴ	2	
経済政策特殊研究指導Ⅵ	2	
財政学特殊研究指導Ⅴ	2	
財政学特殊研究指導Ⅵ	2	

第5条 別表5

国際学研究科 国際学専攻（修士課程）

学 科 目	単位数	備 考
基礎研究		
国 際 学 研 究 方 法 論	2	必修
国 際 学 文 献 研 究 I	2	
国 際 学 文 献 研 究 II	2	
国際関係		
外 交 史 研 究 I	2	
外 交 史 研 究 II	2	
国際政治・安全保障研究 I	2	
国際政治・安全保障研究 II	2	
国際開発援助研究 I	2	
国際開発援助研究 II	2	
国際経済研究 I	2	
国際経済研究 II	2	
地域研究		
ア ジ ア 地 域 研 究 I	2	
ア ジ ア 地 域 研 究 II	2	
イ ン ド ・ 太 平 洋 研 究 I	2	
イ ン ド ・ 太 平 洋 研 究 II	2	
文化研究		
日 本 文 化 研 究 I	2	
日 本 文 化 研 究 II	2	
比 較 文 化 研 究 I	2	
比 較 文 化 研 究 II	2	
多 文 化 共 生 研 究 I	2	
多 文 化 共 生 研 究 II	2	
環 境 文 化 研 究 I	2	
環 境 文 化 研 究 II	2	
言 語 文 化 研 究 I	2	
言 語 文 化 研 究 II	2	
研究指導		
国 際 学 研 究 指 導 I	2	必修
国 際 学 研 究 指 導 II	2	必修
国 際 学 研 究 指 導 III	2	必修
国 際 学 研 究 指 導 IV	2	必修

第5条 別表6

国際学研究科 国際学専攻（博士課程）

学 科 目	単位数	備 考
国際関係		
国際政治・安全保障特殊研究	2	
国際開発特殊研究	2	
国際経済特殊研究	2	
地域研究		
アジア地域特殊研究	2	
インド・太平洋特殊研究	2	
文化研究		
比較文化特殊研究	2	
多文化共生特殊研究	2	
言語文化特殊研究	2	
日本文化特殊研究	2	
環境文化特殊研究	2	
研究指導		
国際学特殊研究指導AⅠ	2	必修
国際学特殊研究指導AⅡ	2	必修
国際学特殊研究指導AⅢ	2	必修
国際学特殊研究指導AⅣ	2	必修
国際学特殊研究指導AⅤ	2	必修
国際学特殊研究指導AⅥ	2	必修
国際学特殊研究指導BⅠ	2	必修
国際学特殊研究指導BⅡ	2	必修

第5条 別表7

法学研究科 企業・自治体法務専攻（修士課程）

学 科 目	単位数	備 考
総合基本法科目群		
民 法 研 究 I （ 総 論 ）	2	
民 法 研 究 II （ 金 融 取 引 法 ）	2	
民 法 研 究 III （ 不 動 産 取 引 法 ）	2	
民 法 研 究 IV （ 各 種 契 約 論 ）	2	
商 法 研 究	2	
会 社 法 研 究 I	2	
会 社 法 研 究 II	2	
労 働 法 研 究	2	
知 的 財 産 法 研 究	2	
国 際 取 引 法 研 究	2	
経 済 法 研 究	2	
民 事 訴 訟 法 研 究	2	
倒 産 処 理 法 研 究	2	
外 国 法 研 究	2	
憲 法 研 究	2	
行 政 法 研 究	2	
地 方 自 治 法 研 究	2	
刑 法 研 究	2	
租 税 法 の 基 礎	2	
税務専門職科目群		
租 税 法 研 究 I	2	
租 税 法 研 究 II	2	
租 税 法 研 究 III	2	
租 税 法 研 究 IV	2	
研究指導		
企業・自治体法務研究指導 I	2	必修
企業・自治体法務研究指導 II	2	必修
企業・自治体法務研究指導 III	2	必修
企業・自治体法務研究指導 IV	2	必修

第5条 別表8

法学研究科 企業・自治体法務専攻（博士課程）

学 科 目	単位数	備 考
総合基本法科目群		
民 事 法 務 特 殊 研 究 I	2	
民 事 法 務 特 殊 研 究 II	2	
商 事 法 務 特 殊 研 究 I	2	
商 事 法 務 特 殊 研 究 II	2	
政 策 法 務 特 殊 研 究 I	2	
政 策 法 務 特 殊 研 究 II	2	
刑 事 法 務 特 殊 研 究 I	2	
刑 事 法 務 特 殊 研 究 II	2	
外 国 法 特 殊 研 究	2	
税務専門職科目群		
租 税 法 特 殊 研 究 I	2	
租 税 法 特 殊 研 究 II	2	
研究指導		
企業・自治体法務特殊研究指導 I	2	必修
企業・自治体法務特殊研究指導 II	2	必修
企業・自治体法務特殊研究指導 III	2	必修
企業・自治体法務特殊研究指導 IV	2	必修
企業・自治体法務特殊研究指導 V	2	必修
企業・自治体法務特殊研究指導 VI	2	必修

第5条 別表9

コンピュータサイエンス研究科 コンピュータサイエンス専攻（修士課程）

学 科 目	単位数	備 考
コンピュータシステム		
高信頼化VLSI設計A	2	
高信頼化VLSI設計B	2	
システムCAD A	2	
システムCAD B	2	
ソフトウェア開発論A	2	
ソフトウェア開発論B	2	
知能情報メディア技術A	2	
知能情報メディア技術B	2	
インテリジェントシステム		
ネットワークアプリケーションA	2	
ネットワークアプリケーションB	2	
協調マルチメディア技術A	2	
協調マルチメディア技術B	2	
情報システムA	2	
情報システムB	2	
人工知能（AI）A	2	
人工知能（AI）B	2	
応用科目		
情報技術特論A	2	
情報技術特論B	2	
実習科目		
情報技術実習	2	
演習科目		
研究指導（基幹）I	2	必修
研究指導（基幹）II	2	必修
研究指導（基幹）III	2	必修
研究指導（基幹）IV	2	必修
研究指導（展開）	2	必修

第 31 条 別 表

1. 検 定 料 35,000円

2. 学 費

修 士 課 程 (商学研究科・経済学研究科・国際学研究科・法学研究科)
(円)

区 分	初 年 度		2 年 度
	前 期	後 期	
入 学 金	305,000	—	—
授 業 料	338,000	338,000	676,000
施 設 設 備 費	103,000	103,000	206,000
計	746,000	441,000	882,000

(注) 本別表は平成20年度入学生から適用する。

修 士 課 程 (コンピュータサイエンス研究科)
(円)

区 分	初 年 度		2 年 度
	前 期	後 期	
入 学 金	305,000	—	—
授 業 料	388,000	388,000	776,000
施 設 設 備 費	103,000	103,000	206,000
計	796,000	491,000	982,000

(注) 本別表は平成20年度入学生から適用する。

博 士 課 程 (商学研究科・経済学研究科・国際学研究科・法学研究科)
(円)

区 分	初 年 度		2 年 度 以 降
	前 期	後 期	
入 学 金	330,000	—	—
授 業 料	397,000	397,000	794,000
施 設 設 備 費	114,000	114,000	228,000
計	841,000	511,000	1,022,000

(注) 本別表は平成20年度入学生から適用する。